



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 ア ツ ギ 株 式 会 社  
 代表者名 代表取締役社長 工藤 洋志  
 (コード番号：3529 東証第1部)  
 問合せ先責任者 取締役執行役員管理統括 岡田 武浩  
 (TEL 046-235-8107)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が期待される役割をより十分に発揮できるようにするため、法令の定める範囲内で取締役および監査役の責任を取締役会の決議をもって一部免除することができる旨、ならびに、業務執行を行わない取締役および監査役と当社との間でその責任を限定する契約を締結できる旨の規定として、定款第 30 条（取締役の責任免除）および定款第 39 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)  (新設)	第 30 条 <u>(取締役の責任免除)</u> <u>当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 30～37 条 (条文省略)	第 31～38 条 (現行のとおり)

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 38～41 条 (条文省略)</p>	<p>第 39 条 (監査役の責任免除)</p> <p><u>当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 40～43 条 (現行のとおり)</p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上